

東日本大震災に係る被災住宅用地申告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名又は名称

フリガナ

電話 ()

仙台市市税条例附則第 22 項の規定に基づき下記のとおり申告します。

(「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、平成 23 年度の固定資産税において住宅用地の特例の適用のあった土地をいいます。)

平成 23 年度の納税義務者 (原則として、平成 23 年 1 月 1 日の登記簿上の所有者です。申告者と同一の場合は記入不要です。)	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	通知書番号		
	納税義務者と申告者との関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 三親等内の親族 <input type="checkbox"/> 合併・分割により被災住宅用地を承継した法人 <input type="checkbox"/> 平成 23 年 1 月 2 日から同年 3 月 10 日までに被災住宅用地を取得した者 (A) <input type="checkbox"/> その他 上記 (A) の相続人 <input type="checkbox"/> その他 上記 (A) の三親等内の親族	
	所有権移転月日	年	月 日
	所有権移転原因	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災住宅用地の所在地及び地積	所在地	区	. m ²
	所在地	区	. m ²
共有物である場合の持分割合		分の	
滅失又は損壊した家屋	納税義務者		
	所在地		
	家屋番号	用途・構造	
	り災証明の判定	全壊 (全焼) ・ 大規模半壊 ・ 半壊 (半焼)	
家屋が滅失・損壊した原因となった災害	東日本大震災		

裏面に続きます

住宅用地として使用することのできない理由	<input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建に時間がかかる <input type="checkbox"/> がれき等の処理に時間がかかり、物理的に使用できない <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

- ・ この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が東日本大震災により家屋が滅失・損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、平成24年度から令和8年度分の固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- ・ 被災住宅用地に平成23年3月11日に存していた住宅のり災証明書の判定が「損害なし」又は「一部損壊」の場合は、この特例の適用には該当しません。
- ・ 申告者が平成23年度の納税義務者と異なる場合は、申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
- ・ 申告書は、被災住宅用地の特例が適用となる年の1月31日までに、仙台市財政局税務部北固定資産税課（青葉区、泉区）又は南固定資産税課（宮城野区、若林区、太白区）に提出してください。

添付資料

- 被災住宅用地に平成23年3月11日に所在していた住宅のり災証明書（半壊（半焼）以上の判定のもの）又は、り災証明書が発行されていない場合においては、り災証明書が発行されていれば半壊（半焼）以上の判定に該当すると認められる客観的な資料【写し可】
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
 - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合で、相続登記が済んでいる場合は、被災住宅用地の登記事項証明書【写し可】
 - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合で、相続登記がなされていない場合は、※現所有者申告書【写し可】
 - ・ 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は、三親等内であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）【写し可】
 - ・ 平成23年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合、その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写し可】
 - ・ 平成23年1月2日から同年3月10日までに被災住宅用地を取得した者の場合、その間に取得したことを証する書類（被災住宅用地の登記事項証明書）【写し可】
- * 上記の者からの相続人であり、相続登記が済んでいる場合は、被災住宅用地の登記事項証明書【写し可】

お問合せ先 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-1 市外局番は 022 です			
青葉区に所在する物件	電話	214-8596	北固定資産税課 市役所北庁舎 2F
泉区に所在する物件	電話	214-8597	
宮城野区・若林区に所在する物件	電話	214-8689	南固定資産税課 市役所北庁舎 3F
太白区に所在する物件	電話	214-8690	

※ 登記名義人が1月1日現在で死亡の場合、現にその土地を所有している者を申告するものです。その申告の際に、戸籍謄本、戸籍の全部事項証明等、相続権がある者であることを証する書類が必要となります。詳細は、仙台市財政局税務部資産課税課 214-8617にお尋ねください。